

放置車両の確認事務の委託及び駐車監視員に関する事務取扱規程

平成17年7月22日
福井県公安委員会規程第14号

改正

平成19年9月18日公委会規程第17号

平成28年3月18日公委会規程第7号

令和元年12月2日公委会規程第11号

令和3年3月15日公委会規程第2号

令和5年7月12日公委会規程第17号

放置車両の確認事務の委託及び駐車監視員に関する事務取扱規程を次のように定める。

放置車両の確認事務の委託及び駐車監視員に関する事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）の規定に基づき公安委員会が行う放置車両の確認事務の委託手續及び駐車監視員に関する事務手續に関し、法及び委託規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書等の受理)

第2条 福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）第12条の2第2項の規定により公安委員会に提出される申請書又は申込書は、福井県警察本部交通部交通指導課長を経由するものとする。

(法人の登録等)

第3条 委託規則第2条第2項第4号に規定する法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことを誓約する書面の様式は、誓約書（別記様式第1号）のとおりとする。

2 委託規則第2条第2項第5号に規定する法第51条の8第4項各号に掲げる要件のすべてに適合することを説明した書類は、誓約書（別記様式第2号）をもってこれに代えることができる。

3 公安委員会は、法第51条の8第2項の規定により登録を申請した法人について、同条第5項の登録簿に登録した場合には登録（登録更新）通知書（別記様式第3号）により、登録をしない場合には登録（登録更新）申請に関する通知書（別記様式第4号）により当該法人に通知するものとする。

4 法第51条の8第5項に規定する登録簿の様式は、登録簿（別記様式第5号）のとおりとする。

5 法第51条の8第6項に規定する登録の更新の申請は、現に登録されている登録の有効期間の6か月前から50日前までに行うものとする。

(適合命令)

第4条 法第51条の9の規定により登録を受けた法人に必要な措置をとることを命ずる場合は、適合命令書（別記様式第6号）を当該法人に交付して行うものとする。

(登録の取消し)

第5条 法第51条の10の規定により登録を受けた法人の登録を取り消す場合は、登録取消処分通知書（別記様式第7号）を当該法人に交付して行うものとする。

(報告等)

第6条 法第51条の11第1項の規定により登録を受けた法人にその業務又は経理の状況に関し報告を求める場合は、報告要求書(別記様式第8号)を当該法人に交付して行うものとする。

2 法第51条の11第2項に規定する警察職員の身分を示す証票は、警察手帳の証票とする。
(駐車監視員資格者講習の実施基準)

第7条 駐車監視員資格者講習の実施は、駐車監視員資格者講習実施基準(別表第1)により行うものとする。

2 修了考査は、駐車監視員資格者講習のすべての課程に出席した者について実施するものとする。ただし、当該講習の課程において7分の5以上に出席した者で残りの課程に出席できなかったものについては、その課程に出席できなかった理由が、病気、交通途絶その他社会の慣習上やむを得ない事情である場合には、修了考査を受けることができるものとする。

(出題要領等)

第8条 修了考査は、正誤式とし、駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準(別表第2)により出題するものとする。

2 前項の修了考査の配点は、1問につき2点とする。

(合否の判断基準)

第9条 修了考査は、90点以上の者を合格とする。

2 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とする。

(駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定)

第10条 委託規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者は、認定考査を実施するものとする。

2 前項の認定考査の実施は、第8条及び第9条の修了考査に準じて行うものとする。

(駐車監視員資格者証の交付の申請等)

第11条 委託規則第11条第2項第3号に規定する法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面の様式は、誓約書(別記様式第9号)のとおりとする。

2 法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)に駐車監視員資格者証を交付する場合は、駐車監視員資格者証交付者名簿(別記様式第10号)に登載するものとする。

3 交付申請者に駐車監視員資格者証を交付しない場合は、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書(別記様式第11号)により当該交付申請者に通知するものとする。

(返納命令書の様式)

第12条 委託規則第14条第1項に規定する返納命令書の様式は、駐車監視員資格者証返納命令書(別記様式第12号)のとおりとする。

附 則

この規程は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する(施行の日:平成18年6月1日)。

附 則

この規程は、平成17年7月22日から施行する。

附 則(平成19年9月18日福井県公安委員会規程第17号)

この規程は、平成19年9月19日から施行する。

附 則（平成28年3月18日福井県公安委員会規程第7号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月2日福井県公安委員会規程第11号）

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月15日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和5年7月12日福井県公安委員会規程第17号）

この規程は、令和5年7月12日施行する。

別表第1（第7条関係）

駐車監視員資格者講習実施基準

【第一日目】

講習項目	細目	時間
交通警察総説	駐車問題と交通警察	1時間
	交通警察の基礎知識	
新たな駐車対策法制 及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための 仕組み	2時間
	駐車監視員制度の概要	
放置車両の確認に必 要な基礎知識（1）	道路の基礎知識	2時間
	車両の基礎知識	
	交通規制の基礎知識	
放置車両の確認に必 要な基礎知識（2） ～前半	放置車両の意義	2時間
	駐車に関する道路交通法の規制	
小計		7時間

【第二日目】

講習項目	細目	時間
放置車両の確認に必 要な基礎知識（2） ～後半	放置車両の意義	2時間
	駐車に関する道路交通法の規制	
放置車両の確認等の 実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4時間
	放置車両確認時の留意事項	
	誤りやすい違反種別の認定要領	
基本的な心構え及び職 務倫理	駐車監視員の責任	1時間
小計		7時間

【第三日目】（第二日目から一定期間後）

講習項目	細目	時間
修了考査	筆記試験（正誤式50問）	1時間
小計		1時間

※ 講習時間合計 3日間（15時間）

別表第2(第8条関係)

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

出題項目	出題細目	出題基準
1 交通警察総説	駐車問題と交通警察	3
	交通警察の基礎知識	
2 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
	駐車監視員制度の概要	3
3 放置車両の確認に必要な基礎知識(1)	道路の基礎知識	2
	車両の基礎知識	2
	交通規制の基礎知識	2
4 放置車両の確認に必要な基礎知識(2)	放置車両の意義	3
	駐車に関する道路交通法の規制	10
5 放置車両の確認等の要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4
	受傷事故防止	1
	放置車両確認時の留意事項	10
	誤りやすい違反種別の認定要領	4
6 基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出題合計		50

別記様式省略